

(平成22年12月15日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鹿児島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 1 件

鹿児島厚生年金 事案 600

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 5 月 1 日から 39 年 12 月 26 日まで
② 昭和 40 年 6 月 16 日から同年 12 月 29 日まで

会社を退職後、地元で農業をしながら商売を始める準備をしていた。年金は 60 歳になったら受け取れるものと思い、国民年金保険料も滞納しないように注意して納付してきた。

会社が本人に代わって脱退手当金を請求することもあると聞いたが、退職後会社からは何の連絡も無かったと記憶しており、脱退手当金を請求した覚えは無いので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金は、申立期間②に係る事業所の厚生年金保険被保険者資格喪失日から 5 か月後の昭和 41 年 5 月 28 日に支給決定されていることが確認できるところ、申立人は、会社退職後すぐに、国民年金に再加入するとともに、申立期間②直後の期間の国民年金保険料を同年 3 月 28 日に納付していることが確認できる上、申立期間当時は、通算年金制度創設後であることを踏まえると、申立人が脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

また、申立期間②の被保険者名簿において、申立人の前後 50 人の被保険者のうち、申立人の資格喪失日である昭和 40 年 12 月 29 日の前後 2 年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給権を有する女性 7 人（申立人を含む。）の脱退手当金の支給記録を確認したところ、そのうち脱退手当金の支給記録が確認できる者は申立人のみであり、事業主が申立人の退職時にその委任を受けて代理請求をしていた可能性はうかがえない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 4 月から平成元年 3 月までの期間、元年 4 月から 2 年 3 月までの期間、2 年 10 月から 3 年 3 月までの期間、4 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 4 月から平成元年 3 月まで
② 平成元年 4 月から 2 年 3 月まで
③ 平成 2 年 10 月から 3 年 3 月まで
④ 平成 4 年 2 月及び同年 3 月

私は、20 歳の頃から国民年金保険料を納付するのを忘れないように、なるべく 1 年度分をまとめて納めるようにしていた。平成元年頃は、子どもの学費などがあり、すぐには納められなかったが、後から集金人にまとめて支払ったり、自分で郵便局に納めに行ったりした。

また、平成 2 年度については、納付をしているのに途中から免除申請をするはずがない。私は、国民年金保険料は全て納付してきたはずなので、申立期間の国民年金保険料が未納及び申請免除とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、市の国民年金被保険者名簿及び昭和 63 年度納付状況一覧表により未納となっている上、申立期間①の直後に申請免除していることを踏まえると申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことがわがわがせる事情は見当たらない。

また、申立期間②については、市に保管されていた保険料免除申請決定内訳書及びオンライン記録により、申立人が免除申請していたことが確認できるところ、申立人は、当該免除した申立期間②について、5 年ぐらい後に集金人に納付したと述べているが、当該免除期間の追納は、集金人に納付することができない上、当該集金人は、「過年度保険料の納付書を取り扱ったこ

とは無い。」と証言している。

さらに、申立期間③については、申立人は、年度途中から免除申請をするはずがないと述べているが、市の保険料免除申請決定内訳書及びオンライン記録により申立人が平成2年10月に免除申請を行っていたことが確認できる。市の納付状況一覧表によると、申立人は、当該免除期間中の同年10月から3年3月まで毎月、同年4月から9月までの国民年金保険料を納付していることが確認できることから、免除申請した時点で未納であった期間（免除できなかった期間）を納付していたものとするのが自然であり、申立人の主張は当たらない。

加えて、申立期間④については、市の国民年金被保険者名簿及び平成3年度納付状況一覧表により未納となっている上、申立人は、当該期間以外にも年度末期間における国民年金保険料を金融機関において過年度納付していることが複数回見られるところ、領収済通知書においても当該期間の保険料のみ納付していた事実は確認できない。

このほか、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 2 月から 53 年 8 月までの期間、54 年 3 月から 56 年 9 月までの期間及び 57 年 10 月から 59 年 8 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 2 月から 53 年 8 月まで
② 昭和 54 年 3 月から 56 年 9 月まで
③ 昭和 57 年 10 月から 59 年 8 月まで

私は、大学を中退後しばらく実家とは音信不通にしていたが、24 歳の時に帰郷した際、母から「国民年金にはちゃんと加入しておいたからね。」と言われて納付書を見せられたことを覚えている。

その後、家業の従業員となり、離婚した昭和 59 年 9 月頃までは国民年金保険料を納付していたはずである。

昭和 63 年に廃業し、建物も壊したため、領収書等の証拠は残っていないが、母や元妻が納付したと思うので、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の記号番号は、基礎年金番号制度創設後の平成 9 年 7 月 15 日に付番されるとともに、6 年 5 月 21 日まで遡って国民年金の被保険者資格を取得していることが推認できるところ、申立人は、当該国民年金に加入後の 9 年 9 月に、時効によって消滅していない 7 年 8 月分の国民年金保険料を過年度納付していることが確認できるものの、申立期間は、オンライン記録上、未加入期間である上、国民年金の加入時点において、申立期間の国民年金保険料は時効により納付できない期間であるほか、当該加入以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間は、合計 157 月と長期間である上、申立人が申立期間の国

民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人自身は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 2 月 1 日から 34 年 11 月 30 日まで
② 昭和 34 年 11 月 30 日から 35 年 5 月 21 日まで

就職してから約 7 年間一度も実家に帰らず働いていたので、母親から一度帰って顔を見せるように言われて実家に帰った。その時は退社しようという考えは無く、一時の帰省のつもりだったが、帰省中に結婚を決めるとともに、そのまま夫の住む他県に引っ越した。失業保険だけは受給した記憶があるが、脱退手当金はもらった記憶が無いので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金は、申立期間②に係る事業所の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 5 か月後の昭和 35 年 10 月 18 日に支給決定されていることが確認できるところ、当該脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無い上、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁に 35 年 7 月 6 日付けで回答した記載が確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された昭和 35 年当時は、通算年金制度創設前であるとともに、申立人は、申立事業所②を退職後、48 年 12 月に国民年金に任意加入するまでの 13 年間、国民年金及び厚生年金保険への加入歴が無いことを踏まえると、申立人が脱退手当金を受給することは不自然ではない。

さらに、申立事業所②において、申立人と同じ日に退職した女性被保険者が 3 名確認できるところ、このうち、脱退手当金を申立人と同様に、当該事業

所退職後に支給されたこととされている2名については、申立人と脱退手当金の支給決定日が同じである者が1名、旧台帳の回答日が申立人と同じである者が1名となっていることからみて、当該事業所において、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。